

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市のびやか健康館使用許可	
根拠法令・条項	堺市立のびやか健康館条例第2条 堺市立のびやか健康館施設利用約款第4条及び第5条 堺市立のびやか健康館条例施行規則第6条	
所管課	環境事業部	環境事業管理課
審査基準	<p>堺市立のびやか健康館使用許可については、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないと認めるとき。</p> <p>(2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがないと認めるとき。</p> <p>(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがないと認めるとき。</p> <p>(4) 健康館の管理上支障がなく、使用させることが不相当でないと認める者。</p> <p>(5) 中学生以上の男女（フィットネスルーム「ジム・スタジオ」の利用は。満16歳以上の者。）</p> <p>(6) 医師からの運動を禁止されていない者。なお、必要により医師の健康診断書等の提出を求めることができ、運動することが好ましくないと判断される場合には利用をお断りすることがある。</p> <p>(7) 指定管理者が審査を行い適当と認めたもの。</p> <p>(8) 前各号を満たし、利用区分に応じた所定の手続きを行い施設利用券を得た者で、施設利用券と必要事項を記入した利用者カードを提出した者。ただしこれらは堺市立のびやか健康館施設利用約款定第7条に規定する「のびやか健康館会員カード」をもって代えることができる。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即日
	標準処理期間を設定できない理由	